

大阪市ひとり親家庭等の自立支援に関する連携パートナー募集要項

I 連携内容に関する事項

I-1 連携の目的

ひとり親家庭等（ひとり親家庭等とは、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦のことをいう。）は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うこととなるため、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増加、男女の賃金格差など我が国の社会が抱える課題の影響を顕著に受ける状況に置かれており、その精神的・経済的な負担は大きいものであります。

本市においても、ひとり親家庭等に対する施策のあり方についての今後の指針を示すとともに、施策を総合的・計画的に推進するため、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等への自立支援事業を展開していますが、「子どもの生活に関する実態調査」の結果からも、ひとり親家庭の多くの方が就労しているものの非正規雇用の割合が高く、経済的に厳しい状況であることが確認できました。

今年度より「こどもの貧困対策事業」として、ひとり親家庭等へのさらなる自立促進のため新規・拡充施策を実施していますが、多様化している各家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、従来の行政による支援に加え、より幅広い層への周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、地域団体や企業、NPO法人など民間団体等（以下「パートナー」という。）と連携する取組を進めていきたいと考えています。

I-2 連携の内容

次の事項について連携及び協力をするものとする。

- (1) ひとり親家庭等への自立支援に必要な情報の提供に関すること
- (2) ひとり親家庭等からの相談に関すること
- (3) ひとり親家庭等への就労（生活、養育費の確保）支援に関すること
- (4) ひとり親家庭等の当事者同士の交流の機会及び場の提供に関すること

I-3 連携の方法

本取組みは、大阪市とパートナーとの間で別紙「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定書」を締結し、両者がそれぞれの役割を果たすことによって実施するものとします。

I - 4 協定の期間

締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

I - 5 大阪市とパートナーの役割

(1) 大阪市の役割

- ・パートナーに対する、連携内容に規定する事項を効果的に実施するために必要とする情報の提供
- ・ひとり親家庭等に対する、連携内容に規定する事項についての情報の提供

(2) パートナーの役割

- ・大阪市の支援に繋ぐ必要のあるひとり親家庭等に対する、大阪市の相談機関の積極的な紹介
- ・ひとり親家庭等の支援関係団体との連携

I - 6 費用

- ・各自の役割にかかる費用は各自負担とする。

Ⅱ パートナーの選定に関する事項

Ⅱ－１ 選定方法

提出書類、ヒアリングをもとに、パートナーを選定します。

Ⅱ－２ 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす法人格を有する民間事業者が本募集に参加できます。

- ① 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- ② 法令等に違反する事業を行っていないこと。
- ③ 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- ④ 政治性のある事業を行っていないこと。
- ⑤ 過去3年間の大阪市のひとり親家庭等への支援の実績を有すること。（大阪市のひとり親家庭等への支援の実績がなければ、過去3年間の他都市でのひとり親家庭等への支援の実績を有しており、大阪市での今後の計画を示せること。）

Ⅱ－３ 参加方法及びスケジュール

（１）提出書類

次に掲げる提出書類（すべてA4判で作成してください。）を期日までに指定の方法で提出してください。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 事業者の概要（任意様式）
- ③ ひとり親家庭等に対する支援の考え方（任意様式）
- ④ 過去3年間における大阪市のひとり親家庭等への支援の実績（任意様式）
大阪市のひとり親家庭等への支援の実績がなければ④にかえて⑤
- ⑤ 過去3年間における他都市のひとり親家庭等への支援の実績（任意様式）
大阪市でのひとり親家庭等への支援の事業計画（任意様式）

（２）提出部数

提出書類の①については1部とし、提出書類の②～⑤については5部提出してください。

（３）提出期間

随時受付

提出書類の①～⑤を送付してください（メール不可）。

（４）提出先

本募集要項4ページの提出先とします。

Ⅱ－４ 審査

(1) 審査の方法

- ・提出書類による審査、ヒアリングを実施します。
- ・審査は、
 - ① 民間事業者のひとり親家庭等に対する支援の考え方
 - ② 民間事業者の実施する取組みが、本市のひとり親家庭等の自立支援に資するものであるかなどについて、提出書類とヒアリング内容に基づき、総合的に公平かつ客観的に行うものとします。
- ・審査結果は、書面により全参加者に通知します。

(2) ヒアリング

- ・日時 随時
- ・場所 未定（大阪市内）
- ・詳細は参加者に通知します。

Ⅱ－５ 条件

- ・提出書類の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- ・提出書類は返却しません。
- ・本市で保管する提案書類は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ・提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しません（ただし、大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ・期限後の提出、差し替え等は認めません。
- ・提出された書類に虚偽の申請があった場合には参加を無効とします。
- ・参加後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合については参加を無効とします。

【提出先】

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課（ひとり親等支援グループ）

電話 06-6208-8034 FAX 06-6202-6963

E メール： fb0008@city.osaka.lg.jp

(メールの件名は「大阪市ひとり親家庭等の自立支援に関する連携パートナー募集【事業者名】」でお願いします。)